搵保川流㦹委員会
ニュースレター

2004年1月発行No． 14

姫路市 上余部付近

## Contents

## 第8回委員会が開催されました。

# 第 8 回委而会 <br> 電議内響の紹介 

## 日時：平成15年11月18日（火）14時～17時場所：山崎町 山崎防災センター 5F ホール

第 8 回委員会は，これまでの審議結果を受けて委員が作成した「提言（案）」の内容について審議が行われました。また，蓄議の後半で提言の公表について検討さ れました。


## 提言に盛り込む内容について

9 月に実施された第 5 回流域社会•情報交流分科会（合同開催），第 5 回治水•利水•自然環境分科会での審議結果を受けて，委員が分担して修正した「提言（案）（H15．11．18版）」について審議を行いました。
提言（案）について，委員会で出された意見を踏まえて修正し，次回委員会で審議することとなりました。
$\binom{$ 当日の委員会資料として配付した「提言（案）（H15．11．18版）」をご覧になりたい方は，庶務にお問い }{ 合わせいただくかームページをご覧下さい。 }

## 

※（ ）内の「No．O ○」は委員会資料中の整理番号を示しています。

## ー「I．はじめに」II．流域及び河川の概要」について

「本流域委員会は審議を継続しながら」（No．5）とあるが，流域委員会は河川整備計画が出た後まで継続しない のではないか。

「撮保川河川整備計画の原案が提示された後も」（No．5）審議を継続するという意味である。また，情報交流分科会で議論し，整備計画が出された後の「アフタ一流域委員会」「ポスト流域委員会」をつくってほしいとい うことも提言に入れた。
－（地場産業について）「うすくちしょうゆ」「そうめん」が挙げられているが（No．23），「皮革」を入れてはどうか。

「「流域は，…2市8町に広がり」（No．22）とあるが，表現 の問題として，「2市 8 町」，「直轄管理区間」「揖保川 の流域全体」の使い分けがはつきりしない。
－揖保川流域全体を考えたときは，引原川などの直轄管理区間外の部分も入ってくる。（本提言は，）唱保川流域全体として「2市8町」を使って表現していると理解してきた。河川整備計画の対象範囲は直轄管理区間 となるが，直轄管理区間以外の流域，河川についても一体的に管理していくべきであるということを提言 に入れている。基本的には，挽保川は一つという表現 でよいのではないか。

この提言はできるだけたくさんの人に読んでもらう ための工夫をしていかなければならない。そのためには，例えばサブ・タイトルをつけるとか，「はじめに」にも つとキーワードを入れるなどの方法がある。例えば，「畳堤」は揖保川を特徴づけるキーワードになるので，「畳堤の精神を踏まえて」といったサブ・タイトルをつけ るとすれば，「はじめに」の中にもこの言葉を入れ，揖保川流域委員会の提言だということを浮き彫りにす ることが考えられるのではないか。

## ○「1．整備計画の全般的な考え方」

「かつての河川改修では，治水や利水に重点をおいた ために自然環境を破壊し続けた事例も灵く見られる」 （No．122）を，「治水•利水のみが目標であり自然環境を破壊し続けた」と，より断定的な表現に改めるように という意見をもらったが，河川法改正前に河川審議会答申が出された段階から，既に環境に配慮した河川事業が部分的ではあるが進んでいた。このことを踏まえると，現行の表現の方がよいと思う。

「かつての河川改修では」（No．122）という表現があり，「かつて」というのは多自然型河川整備に関する通達 が出る前か，河川法改正前を境界にしてはどうかと思う。

## ○「2．治水に対する考え方」

「「超過洪水」，人間が設定した閾値（しきいち）を上回る洪水にすぎず・••」（No．132）とあるが，言葉として洪水を非常に軽く見ているような印象を受ける。こ こは「洪水であり」という表現のほうがよいのではな いか。

## ○「3．利水に対する考え方」

「水需要の伸びもやがて頭打ちになる可能性が高い」「当面，水需要が増大する可能性は低い」（No．137），「当面，新規の水資源開発の必要性は見当たらない」（No．138），「これらは大づかみな見通しに過ぎず，精度の高い水需要予測に基づく判断が不可欠である」（No．139）とあ るが，断定的な言葉が当いのではないか。（提言にお いて）揖保川の水（水資源）は大丈夫と言い切ってよい のか。
－井堰には平成○○年までは許すするという表示板が立っているものと，そうでないものがある。表示のな い井堰は慣行水利で設置しているものということか。 また，昔は井堰から水を引く時期は夏至から彼岸ま でと決まっており，その間はいかだや高瀬舟が通れ なくなっていた。現在は 1 年中井堰を閉めきってい るが，慣行水利権は1年を通した水利権になってい るのか。江戸時代や，明治時代からの慣行水利であれ ば，農業用水の不要な時期は井堰を開けなければな らないのではないか。
$\rightarrow$（河川管理者による回答）農業用水や工業用水の許可

水利権は10年間で更新しており，その期限を表示する ことが許可条件となっている。また，慣行水利権は基本的に許可ではなく届け出となっており，河川法制定前から取水していた実績を届け出て，その内容がずっ と続いている。慣行水利権にあまり細かい制限はない というのが実態だが，揖保川の場合，引原ダム建設時 に慣行水利権が許可水利権に移行されているので，慣行水利権はかなり少ない。特に，揖保川本川における慣行水利権は少ない。

○昔の慣行水利権は灌涀期間だけであったが，現在はコ ンクリートで川を全面的にシャットアウトして取水 するようになっている。川を全面的に仕切るのではな く，途中から斜めに石を積んで取水するやり方がある ようなので，コンクリートでもそういうものができな いか。今までの魚道はアユを中心に設計されたものな ので，川の中のいろいろな生き物が普通に上下移動で きるようにするには横断工作物がない方がよいと思う。

## ○「4．自然環境に対する考え方」

「「順応的な整備や管理」（No．158）とあるが，「アダプティ ブ・マネジメント（Adaptive Management）」を直訳する と「順応的な管理」あるいは「適応可能な管理」となる。「順応的な整備」がこういうものであるというのがはっ きりしているのであればよいが，この言葉がまだ十分定着していないということであれば，「順応的な管理」 としたほうがよいと思う。

「アダプティブ・マネジメント（Adaptive Management）」 の語義は「順応的な管理」だが，順次様子を見ながら整備するという意味を何らかの形で含めたい。

## ○「5．流域社会との関わりに対する考え方」

「一人ひとりが関わることができる川づくり」 （No．167）は，「『自発的に』関わることができる川づくり」 という言葉を挿入し，住民のスタンスを明確にして はどうか。
－この節の見出しにすべて「川つづくり」という言葉がつ いている。今回の提言は川づくりについて書いてあ るので，あえて「川づくり」という文言は必要ないの ではないか。

「川づくり」という言葉をむしろ積極的に出すことで，川というのは水が流れているところだけが川ではな いのだという意味を含ませている。ソフトな表現を用 いることで，実は川を面的にとらえているという理解 ができるのではないか。

「（4）「畳堤の心」を生かす川づくり」の項はぜひ残して いただきたい。全国の一級河川で，宮崎県の五ヶ瀬川，岐阜県の長良川，揖保川の3 か所に畳堤は現存する。水防活動への流域住民の参画と協働，それから景観を含めた象徴的なものとして，挰保川の個性を発揮する ひとつのよいものではないかと思う。

## —「IV．整備計画のあり方」について

## $\bigcirc\lceil 1$ ．治水」

「「龍野地区においては昭和初期に建設された「畳堤」が設置されている」（No．222）とあるが，昭和初期ではなく，戦後間もなく昭和24年ごろから着手して昭和32年ご ろに完成しているので，訂正が必要である。

## ○「2．利水」

「水利権に関連する横断的な組織」や「水利権に関する新規制度」（No．246）に関して具体的な表現を，という意見があるが，水利権の法的な扱いに対する提言は，揖保川流域委員会の提言としてそこまで踏み込むべき ものかどうかと思う。これ以上具体的なことを書いて も机上の空論になる可能性がある。
－遠慮しないで，挰保川に関することはすべて提言とし て出していったほうがよいのではないか。
－提言を提出した後，貝体的に整備計画が河川管理者か ら示される段階へと移っていく。具体的な整備計画の原案が示されたところで，もう一度，より具体的な意見を反映させるということでよいのではないか。

「水利権に関する新規制度の構築ないしは現行制度の柔軟化についても検討が必要である」（No．246）とあり， この文章だけではないが「検討が必要である」という表現は，「検討すべきだ」という表現で提言したい。

## ○「3．自然環境」

「専門家の意見を設計に反映させ…」（No．265）という表現があるが，従来の我が国の巨大ダムや放水路といっ た大規模施設の寻くは，いわば巨大技術だったため，専門家と住民との間の川に関する知識格差が開きす ぎてしまい，結果として，専門家主導のダムづくりや川づくりが展開されていった。これに対して，実際に は「見試し」（対立する問題について数年様子を見なが ら試行し，不都合があれば軌道修正し，解決していく という方法）などという社会的な慣行により，住民と

の間の接点回復があったこともある。できれば「専門家の意見を」の前に「住民意見などを尊重しながら」と いう言葉を補足してほしい。
－過去，頭首工に魚道をつくつたが魚が邂上しないため，後でまた魚道をつくり直したという例がある。No． 265 の「専門家の意見を設計に反映させ…」のところは，魚道を専門にしている方あるいは魚類についての専門的知識を持っている方の意見を魚道の設計に反映 させてほしいという意図があった。

「「特定の魚種に偏った放流は，挰保川に固有な魚介類 の生息に影響を及ぼす」（No．272）のところは，放流をす るとオオクチバスや，その他の琵琶湖産の遺伝子を持っ た魚が入るということに問題があり，アユあるいは特定の外来魚に限った書き方をしなかった。このような思いから「生態系のバランスを崩すような放流を行わ なくともよい河川環境を目指す」という表現にした。

「生態系のバランスを崩すような放流を行わなくとも よい」（No．272）というところが気になる。「オオクチバ ス等の外来魚は放流させない」とはつきり言う方がよ いと思う。アユについては琵琶湖産アユに混ざり湖産 のいろいろな魚がいろいろなところに広まるという問題があり，アユの泠水病は湖産アユに多いというこ ともある。できるだけ堰を撤廃，改良•改善し，天然の アユがもっと増えれば放流をしなくてもすむように なる。そのあたりを提言として表現してほしい。


## ○「4．河川空間の利用」

「河川空間の利用」というタイトルだが，他のところは「治水」，「利水」，「自然環境」となっており，ここだけが「の利用」とついている。「河川空間」ということでよい のではないか。
－例えば「河川空間の整備」としてはどうか。「利用」とい うと積極的に利用することになるが，「整備」とすれば，場合によってはレクリエーション施設もいるけれど駐車場にはしてほしくないという意味になる。

## ○「5．連携による一体的な流域管理」

この節では，用語の補足説明を脚注として同じペー ジの下の方に書き込んでいる。用語解説は，図表等が加わってくるので，提言のうしろにまとめて記載す るということでよいが，読み進めやすいように，部分，部分に脚注があってもよいと思う。このあたりは整合性を取りながら，使い分けていっては，どうか。

## —「V．整備計画策定時の住民意見反映のあり方」について

－最近はいろいろな面でワークショップをやっている。地域の多様な意見を気軽に住民自らがデザインして いくというワークショップが最近重視されているので， この章にも「ワークショップ」という語を入れたい。


## 提言の公表及び今後の審議の進め方について

提言の公表及び今後の審議の進め方について，次回委員会で具体的な検討を行うために準備が必要な事項につい て審議が行われました。
記者発表やニュースレター等で公表する提言の要約についての資料を作成し，提言の公表方法について次回委員会で審議することとなりました。

## 言呈からの三ミな興言

このような提言や報告書を報道関係者に説明すると きは，本編とは別の $2 \sim 3$ ページの要約に基づいて説明していくのが普通である。目次に沿つて書くや り方もあるが，重要なポイントをランダムに箇条書 きにして出していく方がよいと思う。今日の「提言 （案）」の中からそういうものをピックアップしよ うと思えば何点かある。具体的な話が出てくればま とめやすいインパクトのある情報提供になるし，具体的に言いにくいが方向としてはこうだと言える部分もあり，いろいろなしべルの提言の重みがある。 そのあたりを精査しながら，できるだけ分かりやす くインパクトのあるものから順番に書くという作業 をして，記者会見に臨むというやり方がよいのでは ないか。

インパクトのある提言を出すという意味を含めて，
（1）河川管理の一本化（国の管理する直轄管理区間，県

の管理する指定区間の一本化）（2）集水域を含めた環境の再生，水循環の正常化（3）河川敷を含め，水中 についても人の影響の及ばないサンクチュアリーづ くりの 3 点を挙げた。

例えば，記者発表用に 1 ページぐらいにまとめたも のを作成していくことができると思う。また，要約版を流域委員会のニュースレターに載せるようにし，流域委員会のホームページには全文を載せればよい と思う。次回の第 9 回委員会で，記者発表やニュー スレターに載せる要約案を見てもらうということに していきたい。

例えば，「揖保川宣言」というようなタイトルで公表してみてはどうか。要約文はこの揖保川宣言に沿 うことができるよう重点的，かつ力点をおいたまと めができるとよいと思う。

「森と水の地球環境大学」は，一宮町が取り組んで いる「森のゼロエミッション構想」による活動のひと つとして実施しています。森の自然にふれあい，森が私たちにもたらしてくれる恩恵を将来に引き継いで いくことの大切さを体験してもらう講座として，平成 12年度に開講しました。
当初の3年間は，入門講座として「自然観察」「つる細工」「里山炭焼体験」「木エクラフト」等の体験講座 を行い，合計24講座に450人余りの方が参加されま した。

4年目となる今年は，「入門講座」に加え，「インタ ープリーター養成講座」を開講し，参加して楽しむこ とに加え，学習した知識や技術をさらに次の世代につ ないでいくための取り組み へと展開しています。


## 平成15年度 開講講座

## 入閒請埋

－ 7 月 川の生き物を調べよう
2 8月 川の魚を調べよう
3 10月 草木染めを体験しよう
4 10月 源流の森を訪ねよう
512月 森の野鳥を探そう
6 3月 森でアートを作ろう

## インタープリーター養成講訛

19月 森の案内人になろう
210月 登山家になろう
311月 巨木を訪ねよう
411月 森のバイオマスを学ぶ
5 2 月 木の通う道を訪ねよう

## 「森のゼロエミッション雬想」とは

「ゼロエミッション」とは，地域から排出される廃棄物（エミ ッション）を限りなくゼロに近づけることにより，「循環型社会」を構築しようという考え方で，「森のゼロエミッション構想」は兵庫県が策定し，取り組んでいるものです。一宮町では，平成11年に県内ではじめてモデル地域に指定され，平成12年度から具体的な取り組みを行っています。

## （1）森のゼロエミッションによるまちづくり


（2）地域資源循環システムの構築

$$
\begin{array}{ll}
\text { •森林整備•木材の活用 } & \text { •環境適合型農業の推進 } \\
\text { •環境に配慮した事業活動 } & \text { •廃棄物の資源化 }
\end{array}
$$

## （3）再生可能エネルギーの活用

－自然エネルギーの有効活用
（太陽光，風力，ミニ水力，木質バイオマス）


一宮町は，揖保川流域の最上流部に位置し，標高1，000m級の山々に囲ま れている，水清く，緑豊かな，自然美あふれる町です。町では，「森のゼロエ ミッション構想」を策定し，森の恵みの有効活用を進めており，今回は，その一環として取り組んでいる「森と水の地球環境大学」を紹介します。


## 川の生き物を調べよう

捍保川の源流域の川に棲む水生生物を調べて水質と生 き物の関係を調べました。
当日は町内外から31名の親子が参加し，川の中で水生生物を採取しました。清流に生息するヘビトンボやカワ ゲラ，トビゲラがみつかり，一宮町の源流域は「非常にき れいな川」と判定されました。


## 入開根座第回回 8ョ30в <br> 川の魚を調べよう

掉保川には50種類以上の魚が棲んでいると言われてい ます。川でとった魚の正式名と地域で呼ばれている名前 を調べ，その魚の生態についても講師の先生から教わり ました。
いつの間にか近所の方も調査に加わり，網で魚をつかま えたり，協力してくれました。


## 一宮町で見つけた魚

「川の魚を調べよう」 講座で見つかった魚の一部 です。
同じ魚でも地域にはこんなにたくさんの呼び名が あります。

マタカハヤ

河川の最上流にまで生息する小魚。
『オヤニラミ


地域での呼び名 ヨツメ，カキノハ コケラ，オシャコ カキノタネ

関西を代表する川魚。縄張りの習性が強く，水草の繁る環境が必要。


渓流に棲み，落下昆虫など何でも食べないと生きて いけない厳しい環境に生息する。


地域での呼び名 アカハエ アカッチョ アオピン

川雑魚の代表で三面張りの河川でも繁殖する。夏の繁殖期にはオスが美しい体色に変わる。

マカワムツ
地域での呼び名 キモツ アカギンモツ アカズバエ

オイカワとともに川雑魚の代表。繁殖期のオスは美 しい体色となる。

## 入門讕座第4回 10月18日 <br> 源流の森を訪ねよう

挰保川源流部の，阿喈利山の森を訪ね，植物や動物 を調べながら，自然の神秘 に触れました。途中でアマ ゴの産卵に出くわし，貴重 な体験をすることができま した。

－ケヤキ並木の中を歩く日本を代表する広葉樹のひとつ。
－—宮の名水「阿坒利の水」昔から憩しの水として親しま れてきました。


－メタセコイヤ並木生ける化石として有名。 スギ科の落葉高木で高さ は35mにもなります。

## 

平成9年の河川法改正に伴い，これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」 が法の目的に追加されました（図－1参照）。
また，これまでの「工事実施基本計画」に代わ って，長期的な河川整備の基本となるべき方針 を示す「河川整備基本方針」と，今後 $20 \sim 30$年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり，後者につ いては，学識経験者，地域住民等の意見を反映 する手続きが導入されました（図－2参照）。

揖保川流域委員会は，「揖保川河川整備計画 の案（直轄管理区間）」の策定にあたり，

## 1 河川整備計画の原案について意見を述べる

2 関係住民意見の反映のあり方 について意見を述べる
ことを目的に設置しているものです。


図－1 河川法改正の流れ


図－2 新しい河川整備の計画制度
※現在，委員会では河川整備計画の原案が提示される前に，河川管理者に提出する「提言」に盛り込む内容について審議しています。

## 

－揖保川流域委員会
第1回委員会 平成14年3月4日（月）第2回委員会 平成14年5月27日（月）第3回委員会 平成14年8月2日（金）第4回委員会 平成14年10月7日（月）第5回委員会 平成14年11月25日（月）第6回委員会 平成15年4月14日（月）第7回委員会 平成15年7月1日（火）
－治水•利水•自然環境分科会第1回分科会 平成14年12月19日（木）第2回分科会 平成15年1月21日（火）第3回分科会 平成15年2月18日（火）第4回分科会 平成15年8月28日（木）第5回分科会 平成15年9月30日（火）

## －流域社会分科会

第1回分科会 平成14年12月24日（火）第2回分科会 平成15年1月27日（月）第3回分科会 平成15年3月11日（火）第4回分科会 平成15年8月21日（木）第5回分科会 平成15年9月25日（木）

## －情報交流分科会

第1回分科会 平成14年12月24日（火）第2回分科会 平成15年2月7日（月）第3回分科会 平成15年4月7日（月）第4回分科会 平成15年8月21日（木）第 5 回分科会 平成 15 年 9 月25日（木）
－揖保川を語り，生かす集い
網干会場平成14年5月11日（日）山崎 会 場 平成15年5月17日（土）龍 野 会 場 平成15年5月18日（日）

## 資料の入手方法

委員会資料の閲覧•郵送を希望される方は，電話•FAX•Eメールで庶務までご連絡下さい。
※委員会資料は，ホームページからもダウンロードできます。

## 「表紙写真」の募集

揖保川流域委員会ニユースレターの表紙 を飾る写真を，一般の方より募集します。四季おりおりの揖保川の風景や行事など，揖保川流域内で撮影された写真を応募し て下さい。なお，ニュースレターは委員会 の開催ごとに発行する予定で，表紙として採用させていただく写真の選定は，委員会 において行います。また，応募いただいた写真の一部を揖保川流域委員会ホームぺ ージでも紹介させていただく予定です。
［応募方法］
プリントした写真と，撮影場所•撮影時期等の説明文を同封し，住所•氏名•電話番号 をご記入の上，下記の庶務連絡先まで郵送 で応募して下さい。応募写真は，未発表の作品に限らせていただきます。
※なお，使用させていただく写真の版権，著作権は委員会に帰属するものとし，応募作品は返却しませんので， あらかじめごろ承願います。


## 揖保川流域委員会ニュースレターNo． 14

［編集•発行］揖保川流域委員会

## ［連 絡 先］揖保川流域委員会 庶務

株式会社ニュージェック 担当：高橋，岡田
〒542－0082 大阪市中央区島之内 1－20－19
TEL ：06－6245－9577
FAX ：06－6243－2776
E－mail ：office＠osaka．newjec．co．jp

